

令和8年度岩手県高次脳機能障がい者支援センター運営業務委託に係る
契約希望者の公募について

令和8年4月16日

岩手県知事 達増 拓也

1 公募に付する事項

令和8年度岩手県高次脳機能障がい者支援センター運営業務委託

2 応募要件に関する事項

- (1) 県内に主たる事務所を有する医療機関等で、3に記載する業務の実施が可能な者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員等その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 過去に、高次脳機能障がい者やその家族に対する県内全域を対象とした支援実績があり、本件委託予定事業に類似する事業実績を有する者であること。
- (7) 「岩手県高次脳機能障がい者支援センター指定要綱」（令和8年度4月15日策定）第6条に基づく、「岩手県高次脳機能障がい者支援センター指定申請書」を提出していること。

3 委託業務等の内容に関する事項

別添仕様書のとおり

4 委託料の上限予定額

3,187,000円（取引に係る消費税額及び地方消費税を含む。）

5 実施希望届の提出期限

本事業の受託を希望する場合は、別紙「高次脳機能障がい者支援センター運営業務委託受託希望届」（以下「受託希望届」という。）を令和8年4月30日（木）17時までに岩手県保健福祉部障がい保健福祉課に郵便又は持参により提出すること。

【提出先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

6 契約候補者の選定方法

- (1) 提出された受託希望届を審査し、要件を満たす応募者が1者であり、本委託業務実施の受託者として適当と認める場合には、当該応募者を契約候補者として決定する。
- (2) 要件を満たす応募者が複数存在する場合には、企画競争に移行する。なお、企画競争の実施方法等については、おって通知する。
- (3) 契約候補者となった場合は、別途見積書を提出し、県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなるため、契約候補者となったことによって契約を確約するものではないこと。

7 応募の無効

応募要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の受託希望届は無効とする。

8 その他

応募に要する全ての費用は応募者の負担とする。

9 問い合わせ先

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課こころの支援担当

電 話 019-629-5450

F A X 019-629-5454

メール AD0006@pref.iwate.jp